

ディプロマ・ポリシー		カリキュラム・ポリシー	アドミッション・ポリシー
<p>本専攻博士後期課程では、大学の定める修業年限以上在学し、次のような能力・資質を備えた上で、9単位以上（修士課程における修得単位数を含まず）を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士学位請求論文の審査（第1次審査：書類審査、第2次審査：主査・副査の会、第3次審査：論文審査委員会、判定会議）を経て、最終試験に合格した者に対し、研究科委員会の意見を聴いて、学長が課程修了を認定します。課程修了が認定された者は、分野を問わず博士（臨床教育学）の学位が授与されます。</p>		<p>本専攻博士後期課程ではディプロマ・ポリシーを達成するために、次のような教育方針に基づき、カリキュラムを編成します。</p> <p>教育学・心理学・福祉学を統合した領域架橋の学問分野である臨床教育学、および教育学、臨床心理学の3分野からなる教育課程を編成します。臨床教育学分野は専ら夜間に、教育学分野、臨床心理学分野は昼間に開講する形態をとっており、専門性の高い学修が促されるような体制を整えています。</p>	<p>本専攻博士後期課程は「立学の精神」とそれに基づく「教育目標」に賛同し、かつ修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）および教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に定める教育を受けるために必要な、次に掲げる知識や技能、意欲を備えた人を求めます。</p>
1. 知識・理解	1-1	<p>専門とする「臨床教育学」「教育学」「臨床心理学」の分野における高度な専門的知識を備えている。</p>	<p>1) 修士課程で培った専門的知識と実践能力をさらに高め、現場の経験等を生かしながら、研究者として自立して研究活動を行おうとする者</p> <p>2) 高度で専門的な業務に従事するために必要な学識と能力を有したいと希望する者で、優れた資質を持ち、学問・研究に対する意欲にあふれた者</p>
	1-2	<p>関連する領域における諸問題とその基礎的な知識を理解している。</p>	
2. 技能・表現	2-1	<p>専門とする分野からの視点でデータを読み解き、分析する能力を備えている。</p>	<p>学生はまず、コースワークとして研究指導教員の「特別講義」と「特別演習」を必修科目として学びます。指導教員だけでなく、他分野・他領域の「特別講義」「特別演習」の履修も可能にすることで、学際的な知識や視点、複合的視点からの問題解決力などの修得を目指します。</p> <p>リサーチワークとしての「特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」では、博士学位請求論文における問題意識を深め、先行研究、研究方法、オリジナリティ、研究上の倫理などを確認し、明確な研究課題の決定、研究計画の策定など、研究をまとめ論文を完成させるために必要な指導・助言を行います。さらに、「全体特研」（博士学位請求論文提出予定者対象）、「研究発表会」（上記以外の全学生対象）を毎年開催し、全学生に発表を義務付け、指導教員以外の教員から多角的に指導・助言を受けるようにしています。</p> <p>また、標準修業年限を超えて履修することができる長期履修学生制度を取り入れることで、社会人大学院生の修学上の多様なニーズにも配慮しています。</p>
	2-2	<p>自分の研究について、他の専門職の人にも理解されるようなプレゼンテーション力を備えている。</p>	
3. 思考・判断	3-1	<p>高度な専門的知識に基づく応用的問題解決力を備えている。</p>	<p>教育課程全般を通じて、各学問分野における理論的理解を深めるとともに、実践的場面との関係性を意識した問題解決型の教育方法を取り入れ、高度な実践的能力の形成を図ります。また、将来にわたって研究を継続、発展させるために不可欠な基本的な考え方および能力の修得を目指します。</p> <p>博士後期課程において発表が義務づけられている、「全体特研」や「研究発表会」などの研究科教員および学生を対象とした研究のプレゼンテーション（発表レジュメ含）、および質疑への応答などにより、形成的評価を行います。</p> <p>なお、論文審査に当たっては、主指導教員ではなく、各分野から選出された3名で構成される論文審査委員の中の1名が論文審査の責任者となり、審査の客観性を担保しています。</p> <p>最終的な評価は、博士学位請求論文最終試験（公聴会）および博士学位請求論文をもって学修成果の総括的評価を行います。</p>
	3-2	<p>関連する領域における諸問題を批判的に分析する能力を備えている。</p>	
4. 態度・志向性	4-1	<p>現場で生じる様々な問題に関して、複合的視点で解決案を提案できる。</p>	<p>なお、論文審査に当たっては、主指導教員ではなく、各分野から選出された3名で構成される論文審査委員の中の1名が論文審査の責任者となり、審査の客観性を担保しています。</p> <p>最終的な評価は、博士学位請求論文最終試験（公聴会）および博士学位請求論文をもって学修成果の総括的評価を行います。</p>
	4-2	<p>専門職としての自覚を持ち、将来にわたって研究を継続し、研鑽を重ねることができる。</p>	